

唐代の客戸による逃棄田の保有

中 川 學

一

中國史上はじめて、國家の戸口統計ないし戸籍のうえで、本籍地に居住する土戸または主戸と、本籍地を離れて他郷に移住し且つその移住を追認されあらためてその寄寓地において登録された客戸とが、概念的にも制度的にも區別されるようになったのは、唐代の中期においてであり、その區別は宋代にいたってさらに顯著となった。この區別を社會經濟史研究のひとつの手がかりとすることによって、あるいは逆にこの區別の社會經濟史的意思をたずねることによって、従来主としてわが國において明らかにされてきたことは、一九三〇年前後より五〇年代前半にかけて、唐・宋兩代の土戸または主戸は地

主を意味し、客戸はその莊園の「小作人」を意味するといふ加藤繁氏の説を最初の理解とし、その後一九五〇年代の後半よりこのかた、おもに周藤吉之・柳田節子兩氏による前説の批判的繼承をつうじて、とくに宋代の客戸は、單に「小作人」にとどまらず莊園内の「雇傭人」をふくみ、さらに「有田無稅戸」も存在することが指摘されるにいたつたのであるが、最近、草野靖氏によって、土戸または主戸と客戸とはともに兩稅の課稅對象となる土地を所有して兩稅および夫役を負擔する編戶の民であり、寄寓者であるか否かによって區別される、ということが明らかにされた。⁽⁴⁾

ところで、唐代の客戸に關しては、前記周藤氏の研究によつて莊園の「小作人」「雇傭人」の存在が指摘され

(73) 唐代の客戶による逃棄田の保有

ている以外には、その具體像に關する理解は戰前の水準をこえておらず、そのように理解の進展をさまたげている原因を學說史的に反省して、私は、唐朝國家が客戶を公認し制度化しようとするところをばあいの權力意圖を、さまざまの存在形態をとるであろう客戶の實體とは一應區別して理解すべく、まず唐代における括戶政策の實行方式の變化をあとづけた結果、ほぼつぎのような結論に達した。すなわち、逃亡農民をその本籍地に歸還せしめて還逃戶とする一方、その逃亡さきの寄寓地において戶籍に登録し新附の客戶とすることを意圖する權衡原則は、兩稅法の現住地課稅原則の先驅をなすものであり、宇文融の括戶政策によつてはじめて實現され、戶口統計ないし戶籍のうえで土戶または主戶と客戶とを區別する端緒がひらかれた、と考え、そのような權衡原則による客戶の制度化は、均田法および租庸調法の秩序にかわる兩稅法の秩序のあらわれである、とみなして、兩稅法の課稅對象となる土地保有の實現が、逃戶の放棄した農耕地を客戶に承佃させたのち保有させる、という措置によつて促進されようとしていたことをも、國家の側の意圖に即して簡単に指摘したのであった。⁽⁶⁾

そこで、本稿においては、逃戶の放棄した農耕地の處分が客戶の制度化に對應して變化する経緯をより詳しく検討し、そのようにして自己の保有地を獲得した編戶の民としての客戶の存在を明らかにするとともに、かかる客戶にたいする社會的規制の問題に目を向けて、客戶の具體的な實體に接近する準備をしたい、と考える。

- (1) 加藤繁「唐宋時代の莊園の組織並に其の聚落としての發達に就きて」(『狩野教授還曆記念支那學論叢』一九二八、のちに同氏の『支那經濟史考證』上卷に收む)、同「宋代の主客戶統計」(史學一二ノ三、一九三三、のちに同『支那經濟史考證』下卷に收む)等。
- (2) 周藤吉之「宋代の佃戶、佃僕、傭人制——特に「宋代の佃戶制」の補正を中心として——」(同氏『中國土地制度史研究』一九五四、終章)等。
- (3) 柳田節子「宋代の客戶について」(史學雜誌六八ノ四、一九五九)等。
- (4) 草野靖「宋代の主戶・客戶・佃戶」(東洋學報四六ノ一・二、一九六三)。
- (5) 拙稿「唐・宋の客戶に關する諸研究」(東洋學報四六ノ二、一九六三)。
- (6) 拙稿「唐代における括戶實行方式の變化——兩稅法の權衡原則による客戶の制度化——」(中國古代史研究會編『中國古代史研究・第二』所收、一九六五年刊行の予定)。

二

客戸が、その未定籍の状態から國家の戸籍のうえに檢括編附されれば、「人の役を逃れる者、多く閭里に浮寄す。縣、其の名を收め、之を客戸と謂う」というごとく、制度的客戸となるのであり、その耕地としては、史料のうえで「承前逃戸業田」⁽¹⁾「逃人物業」⁽²⁾「逃人田宅」⁽³⁾「逃死戸田宅」⁽⁴⁾「所在逃戸見在桑田屋宇等」⁽⁵⁾「逃亡田地」⁽⁶⁾「逃戸田宅」⁽⁷⁾「逃戸荒地」⁽⁸⁾「逃戸桑地」⁽⁹⁾「逃戸産業」⁽¹⁰⁾等の表現のなかにふくまれている、逃戸の放棄した農耕地（以下これを主として逃棄田⁽¹¹⁾とよぶ）が充當されたのである。元來、逃棄田は、玄宗期以前においては、官權による保管を原則としていたのであるが、しだいにその原則がくずれ、代宗期以後には承佃者の保有地とされるようになり、玄宗期以後における客戸の制度化にともなつて、そのような承佃者として客戸が登揚するにいたるのである。

まず最初に、武周期における逃棄田についてみるならば、大谷文書第二八三五號・甘涼瓜肅所居停沙州逃戸の牒⁽¹²⁾に、

(前略)承前の逃戸の業田は、戸を差し子^たを出して營種

せしめ、收める所の苗子は、將^たつて租賦に充てよ。假し餘賸有れば、便ち助至に入れよ。(中略)又、今垂の逃戸の有する所の田業は、種子を官貸し、戸を付して營を助けよ。逃至若し歸り、苗稼見在するならば、課役俱に免じ、復た田苗を得しめよ。(後略)

とあるごとく、數年前からの逃棄田にたいしては、官權によつて代耕人を指定し、その收穫をもつて租賦を代納させ、餘剩分は代耕人の所得としたのであり、また、今年一年以内に逃亡したものの逃棄田にたいしては、やはり代耕人を指定し、種子を官貸して耕作させるのであるが、もし年内にその逃戸が歸還してくれば、その還逃戸の本來負擔すべきであった課役を全免するのみならず、さらに代耕人の助力によつて得られる收穫をもその還逃戸の所得とすることを認めており、逃棄田を保管することによつて逃戸の歸還を促進しようとする國家の制度的意圖がうかがわれる。これは長安三年(七〇三)の西域における一例であったが、畿内および全國一般に關する同じ意圖をもつ勅令がその數年後に發布されている。すなわち、仁井田陞氏によつて「開元戸部格斷簡」⁽¹³⁾として紹介された、スタイン敦煌文獻一三四號によれば、まず

第一に、

勅す、「畿内の逃絶戸の宅地は、王公百官等及び外州の人は、輒ち請射するを得ず。」景龍二年三月廿日。

とあり、このばあいには逃棄宅地であるが、その保有権の王公百官等および外州の人への移動を禁じ、逃棄宅地の保管を意圖している。現實には、逆に、王公百官や外州の人によって逃棄宅地が表面上の請射は經ずとも事實上獲得される事例がすくなくなかったと推定されるのであり、ここでとくに「外州の人」による請射を禁じていることは、異郷に生活する客戶が現實には存在しながらもなお未だ制度的に公認されていない景龍二年（七〇八）の段階としては當然のことであると同時に、括戸政策の觀點からすれば「恩徳」中心の本籍地における編籍原則の貫徹をものがたっている、といえるであろう。同文獻にはつづいて第二に、

勅す、「逃人の田宅は、輒ち賣買を容すを得ず。其の地は郷原價に任依し、租して課役に充て、賸有れば官收せよ。若し逃人にして三年内に歸する者には、其の賸物を還せ。其の田宅無く、逃げて三年以上を經て還らざる者は、更に隣保をして租課を代出せしむるを得

ず。」唐元年七月十九日。

とある。「唐元年」は中宗の「唐隆元年」（七一〇）のことであろう。その理由は、仁井田氏の指摘しておられるごとく、唐大詔令集卷一一〇・政事・誠勳風俗敕が右とほぼ内容を同じくし、且つ唐隆元年七月十九日付を以て發令されているからである。さて、これによれば逃棄田は、その賣買を禁ぜられ、租地人⁽¹⁵⁾によって代耕され、その地租を逃戸の課役に振りあて、餘剰分は官收し、もし三年以内に逃戸が歸還してくればその餘剰分を還逃戸に返濟する、というのであるから、逃棄田は、その代耕人によって保有されるのではなく州縣によって保管され、それによって國家は逃戸の歸還促進を意圖していた、と考えられる。

このように、則天武后から中宗にいたる時期においては、逃棄田の賣買が制度上は禁ぜられ、州縣官衙が逃棄田を保管し代耕人を指定してその耕作を繼續せしめ、その收穫から課役相當額を徵收するほか、餘剰收穫物は可能なかぎり官收して還逃戸への返濟にそなえることを意圖しており、逃戸の歸還が獎勵されたのである。しかし、そのために代耕人の利益は輕視ないし無視される傾

向があった、といえる。いいかえれば、従来の均田制的生産秩序を維持するために、「恩徳」原則的括戸政策の一環として、逃戸を歸還せしめることについては農耕地と租庸調負擔に關して可能なかぎりの優遇措置を講じたのであるが、そのことから惹起される租庸調收入の減少を補うために、代耕人に適當の壓力が加えられることとなったのである。強制的な徭役にもひとしい勞働をしいられることになった代耕人は、この時期においては「助人」「租地人」などとよばれていたのであるが、かれらはとりもなおさず主として逃戸の「隣保」に屬する戸であつた、と考えられる。なぜならば、唐隆元年七月十九日敕が、唐大詔令集の「誠勸風俗敕」では「租地人をして租課を代出せしむるを得ず。」となつてゐるのになつて、同じことを「開元戸部格斷簡」では「隣保をして租課を代出せしむるを得ず。」⁽¹⁶⁾といひ、「租地人」は「隣保」とも換言できるからであり、また、代宗期以後における逃棄田の承佃にあつて、後述のごとく隣保の戸が重大な關係をもつてゐることも、玄宗期にいたる時期の逃棄田の代耕人としての租地人の適當な負擔を、玄宗期以後とくに激化する隣保への攤逃の弊害の具體的なあらわれ

としてとらえるのでなければ理解できないであろう。逃亡して三年以上にもなる逃戸の租庸調滯納分と賦役をいつまでも隣保の租地人に代出させてゐるからこそ、唐隆元年に隣保代出の禁令がだされたのであるが、その實効はなく、開元初年には、徵稅官が「務めて刻剝を以て計と爲し、州縣は罪を懼れ、牒に據りて即ち徵す。逃亡之家は、隣保が代出し、隣保は濟まさざれば、又便ち更に逃げ」⁽¹⁷⁾る状態であり、天寶八載には、「(官吏は)稍や逃逸が有れば、減耗を言うを恥じて、籍帳之間に虚しく戸口を存し、賦を調するの際に親鄰に旁及す。(中略)其の承前の所有ゆる虚掛せる丁戸の、應に賦すべき租庸課税にして、近親隣保をして代輸せしめたる者は、宜しく一切並びに停むべく、應に除削すべし」⁽¹⁸⁾とされるように、いつまでも逃戸の滯納租税が近親・隣保の戸から徵收されるのは、その逃戸の戸籍が削除されないためであつた。この點を改良して逃戸をその逃亡さきの寄寓地において附籍し、原籍を削除しようところみたまものが宇文融による客戶の制度化であつたのであるが、⁽¹⁹⁾逃戸のすべてが客戶として再把握できるわけでは到底ないのみならず、州縣の地方官の業績が戸口數の増減によつて評價さ

れていたため、⁽²⁰⁾客戶が制度化されたのちにおいても天寶八載勅にみられるごとく、依然として「虚掛の丁戸」の存在がその近親・隣保の戸への攤逃の弊害をもたらし、矛盾は解決されぬままのこされているのである。

かかる矛盾の解決への一着手として位置づけることができる政策に、逃棄田の代耕人による承佃の公認、という代宗期以後のころみを挙げうるであろう。逃棄田を官権によって保管するという原則は、その保管の任にあたることを強制される隣保の代耕人への負擔過重のために、中宗ないし玄宗のころから動搖してきたのであり、つぎの肅宗・代宗期に入ると、逃棄田を代耕人の徭役的勞働によって強制的に耕作させるのではなくて、代耕人に「租賃」し、あるいは自己の田宅を賣りつくしてしまつた農民にその丁口數に應じて逃死戸の逃棄田宅を給與することとなる。すなわち、全唐文卷四二・肅宗・推恩祈澤詔に、

戸口之間、流散するもの無きにあらず。宜しく州縣の長官をして、審らかに勸責を加え、且つ薄書を立て、見在戸に據りて課税を徵せしむべし。其の逃亡せる者は、別に文案を立て、法を設けて招輯せよ。(中略)其

の百姓の已に逃散するも即ち能く還る者は、並びに每季申省し、復三年を給す。其の逃戸の田宅邸店を有し課税に充てるに堪える者は、宜しく所由をして即ち租賃を爲さしむべし。

というごとく、逃戸を戸籍に虚掛することを排し現に實在する戸から徵税するように命じ、一方では三年間の免税という優遇措置を通じて還逃戸の助成をはかりつゝも、この肅宗乾元二年勅では、歸還してきていない逃戸の逃棄せる田宅邸店を所由の手により租賃せしめその代價を以て課税にあてる方針が採用されたのである。同じように、唐會要卷八五・逃戸・乾元三年四月勅は、

逃戸の租庸は、帳に據りて徵納するから、或は田宅を賃賣し、或は鄰人に攤出させ、展轉として誅求し、弊を爲すこと亦た甚し。今自り已後、應有ゆる逃戸の田宅は、並びに須らく官が租賃を爲し、其の價直を取りて、以て課税に充つべし。逃人が歸復すれば、宜しく並びに卻還すべし。所由も亦た租賦を負缺すると稱して別に徵索すること有るを得ず。

として、逃棄田宅の保管は、それを租賃して課税額に相當する代價を確保することが主目的となり、還逃戸への

返還はやむを得ずおこなうかのごとくになる。さらに、代宗大曆元年(七六六)になると、

其の逃戸の復業する者は、宜しく復二年を給し、輒ち差遣すること有るを得る無からしむべし。如し百姓の先に田宅を賃賣して盡きたる者有らば、宜しく本州縣に委ねて、逃死戸の田宅を取り、丁口を量り充給せよ。

というように、逃棄田宅を官收して、田宅のない百姓に丁口數に應じて給授することとなり、兩税法制定の準備段階としてのこの時期において、税産たる土地をその現實の耕作者に保有させる努力が顯著になってくるのである。そのばあいには、還逃戸は自己の逃棄田を再入手することが困難になるわけであるが、それは逃戸の歸還が稀にしか實現せず國家の租稅收入の觀點からすれば還逃戸に多くを期待できなくなつたからであらう。しかし、還逃戸が絶無となつたのではない以上、國家の側では、開元年間以來、たとえば公廩田以外の内外百官の職田を官收して還逃戸に與え、あるいは「所在の閑田」を耕作させ、屯田や、王公百官・富家・豪族の令式規定以上の庄田を官收して與え、または他の逃戸の逃棄田を給授する

ことにより、還逃戸の耕地保有をも實現しようとしていた。このように散發的にはあつても還逃戸にたいする一應の耕地保證がなされてきたことを前提とし、大曆元年には歸還のみこみのない逃死戸の逃棄田を官收して田宅のない百姓に給授することとなつたのであり、その百姓のなかに、すでに制度上公認された客戶がふくまれ、官收された逃棄田の給授を受ける、ある意味では中心的存在として登場してくるのである。

すなわち、第一には、册府元龜卷四九五・邦計部田制および唐會要卷八五・逃戸に、

廣德二年四月、勅す、「如し浮客の編附を情願し、逃人の物業を請射する者有らば、便ち式に准り、丁口に據りて給授せよ。如し二年已上種植して、家業の成業する者は、本主到ると雖も、却還の限りに在らず。任じて別に給授せよ。」と。

とあり、浮客がもし逃棄田を入手したいと申請するならば、そのうちの戸籍に編附することを希望するものにかぎって、式の規定にしたがい丁口數に應じて給授する。かくして耕作をみとめられてから二年以上たつて、その收穫によって自立できるようになるものがあれば、その

土地は正式にかれの保有地として公認され、かりにもとの保有者であった逃戸が歸還してきても、その土地はもはや返還する必要はなく、還逃戸にたいしては、おそらく前述のごときさまざまな方法のうち適宜なしかたで國家から別の土地を給授する、というのである。いいかえれば、浮客を新附の客戶として自立させ、そのための客戶保有地に充當せられた逃棄田の本主が歸還したばあいには、別の土地の給授にもとづいて還逃戸の自立をも實現しようと思圖しているのである。また、第二には、冊府元龜卷七〇・帝王部務農に、

代宗永太元年正月朔、大赦し、制して曰く、「農は政の本なり、食は人の天なり。春の首めに方り、東作を重んず。軍興の至急なるを除くの餘は、一切竝びに停めよ。其の逃戸の復業し、及び浮客の編附を情願する者は、州縣の長吏の親しく存撫に就くを仰げ。特に賦役の全て濟まざる者を矜れみ、種子を量貸し、務めて安集せしめよ。」と。

というごとく、逃戸の復業と浮客の編附とを實現し、流民ないし浮客を還逃戸と新附の客戶との兩方面において再把握するために、唐朝國家は、賦役を未だ完遂して

ないものにはとくに春作の種子を量貸するから逃散しないように、とよびかけたのである。右の兩史料において、代宗期の浮客に關して共通の問題となつてゐることは、逃棄田を、單に隣保の代耕人に租佃させたり官權により租賃したりするのではなくて、一步をすすめて、浮客の編籍希望者に耕作させやがてはその保有地として與えてしまふことによつて、新附の客戶を獲得し増大させる。一方、意圖としては、逃戸の歸還者にたいして別に土地を給授し、あるいは期限つきの免稅特權や種子の貸與など耕作上の便宜を付與することによつて、還逃戸の充實をはかろうとしていることである。しかしながら、還逃戸にたいしては、その翌年かさねて復二年を給することをよびかけており、かえつてその實現がはかばかしくなかつたのではないかと推測させる。括戸實行方式の變化に照らしてみても、この時期において、還逃戸よりも新附の客戶の増大の方に重點がうつつてきた、といつてよいであろう。そして兩稅法の制定にともないこのような客戶の地位が確立され、かれらをもふくめた意味での逃棄田の承佃者はその土地を自己の保有地とすることを「公驗」の給付によつて保證されるにいたる。す

なわち、唐會要卷八五・逃戸・武宗會昌元年(八四二)正月制に、

(前略)長吏は……亦た逃戸の桑地を破除し以て税錢に充てること有り。逃戸の産業已に無く、歸還するも得ず、見在の戸は毎年初配せられ、流亡轉た多し。今自り已後、應ゆる州縣の、開成五年已前に、觀察使・刺史が強明の官を差して、村郷に就きて指實檢會せしめたる桑田屋宇等は、仍お令長に勅して檢校を加え、租佃して人に與えせしめ、荒廢せしむること勿れ。得る所に據りて與に戸内の征税を納め、餘り有れば即ち官が收貯を爲し、歸還を待ちて給付せよ。如し缺少するも、即ち與に收貯して、歸還の日に至り、須らく徵理するべからず。今自り已後、一年にして歸復せざる者は、即ち縣司に仰ぎて、人を召して給付承佃せしめ、仍ち公驗を給し、任じて永業と爲せ。

とあるごとく、前年以前に調査した桑田・屋宇等の税産を新たに檢校し、逃棄田があれば人に租佃させて與え、その收穫を征税に充當して餘剰があれば官收して貯藏し、還逃戸への給付に備えておくのであるが、もし二年たつても歸還せぬばあいには、客戸をもふくめてである

うとおもわれるが承佃者を召募し、それに公式の官司の許可證である公驗を給することによって、その承佃した逃棄田の永業的保有を公認したのである。

中宗期までの隣保の租地人が、同保内の逃棄田の徭役的代耕勞働を強制せられていたのにくらべれば、玄宗期以後、肅宗・代宗を経て兩税法の制定をみる時期における逃棄田の承佃者は、新たに制度化された客戸を内包して、逃棄田の永業的保有をみとめられるまでにその土地への權利をつよめたのであるが、これを國家の側からみれば財政收入の補強のための措置であり、民間の承佃者の側からみれば、逃亡形式による抵抗を媒介として、自己保有地の獲得への要求をつよめ、その要求をささえる立場すなわちその社會的勢力をつよめてきたことのあらわれであったとも考えられる。そこで、つぎに、逃棄田の承佃が、どのような社會關係を介しておこなわれたかについて、考察する端緒をつかんでおくことにしたい。

(1) 全唐文卷三七二・柳芳・食貨論。

(2) 大谷文書第二八三五號・甘涼瓜肅所居停沙州逃戸、内

藤乾吉「西域發見唐代官文書の研究」(西域文化研究會編

『西域文化研究第三・敦煌吐魯番社會經濟資料・下』一九六〇、のちに同氏の『中國法制史考證』一九六三所收)に

(81) 唐代の客戶による逃棄田の保有

- よる。
- (3) 冊府元龜卷四九五・邦計部田制、唐會要卷八五・逃戶、廣德二年四月勅。
 - (4) スタイン敦煌文獻一三四四號・開元戶部格斷簡、仁井田陞「唐の律令および格の新資料——スタイン敦煌文獻——」(東洋文化研究所紀要一三、一九五七、のちに同氏の『中國法制史研究、法と慣習・法と道德』一九六四所收)による。および、唐大詔令集卷一一〇・政事・誠勸風俗敕。ならびに六朝隋唐五代研究會の共同研究に負う。
 - (5) 冊府元龜卷四九五・邦計部田制、唐會要卷八五、逃戶、大曆元年制。
 - (6) 唐會要卷八五・逃戶、宣宗大中二年正月制。
 - (7) 唐會要卷八五・逃戶、懿宗咸通十一年七月十九日勅。
 - (8) 唐會要卷八五・逃戶、肅宗乾元三年四月勅。
 - (9) 全唐文卷六五一・元稹・同州奏均田狀。元氏長慶集・同。
 - (10)(11) 全唐文卷六五一・元稹・彈奏劔南東川節度使狀。元氏長慶集・同。
 - (12) 逃戶の放棄した農耕地を、拙稿「唐代の逃戶・浮客・客戶に關する覺書」(一橋論叢五〇ノ三、一九六三)等において「逃戶棄耕地」とよんできたのであるが、その後、李劍農『魏晉南北朝隋唐經濟史稿』(中華書局、一九六三)がこれを「逃棄田」と名づけている(同書二九五—七頁)ことを知った。もし李氏の用語法を應用するならば、水田と畠地あるいは宅地等の區別を、逃戶の放棄した土地につ

- いて明示することが容易になるであろう。たとえば、逃棄田、逃棄地、逃棄宅地というごとく、「逃棄」という統一概念のもとに土地の種別を表現することが可能になる、と考へ、また、そのような土地の種別をおさえてゆくことが唐から宋にかけての客戶に關する社會經濟史的諸問題の考察にとってひとつの必要事となるのではあるまいか、と豫想し、あらためて李氏の用語法にしたがうこととした。但し、本稿においては、そのような土地の種別を明示しうるほど豊富な資料を未だ収集しえていないため、前掲の管見史料において最も多くみられる、「田」の語をそのまま用いて、主として「逃棄田」とよぶことにより逃戶の放棄した農耕地を一般的に意味させるとどめておく。
- (13) 前掲註2參照。
 - (14) 仁井田陞「唐の律令および格の新資料——スタイン敦煌文獻——」(東洋文化研究所紀要一三、一九五七、のちに同氏の『中國法制史研究、法と慣習・法と道德』一九六四に收む)。
 - (15) 前掲註2參照。なお、「開元戶部格斷簡」の「其地任依鄉原價」の箇所は唐大詔令集所收の誠勸風俗敕では「其地在依鄉原例」となっており、唐長孺「關于武則天統治末年的浮逃戶」(歷史研究、一九六一年六期)は、在は誤りで任を正しいとし、價は誤りで例を正しいとみて、「里所謂任依多原例租」、即是按照本地大例由人租佃、也是照大例交納地租、代耕人作為逃入土地上的佃、而不是承戶代輸。」と解釋する。「鄉原例」を「本地大例」すなわち、

その土地の慣例、という意味に解する唐氏にしばらく従い、なお後考にまつ。

(15) 「開元戸部格斷簡」が「其の地は……租して課役に充て、賸有れば官收せよ。」としているところを、「誠勸風俗敕」は「其の地は……租して州縣倉に納め、租地人をして租課を代出せしむるを得ず。」としているから、逃棄田の代耕人は租地人ともよばれていた、といえよう。ただし、後者が無條件的に「租地人をして租課を代出せしむるを得ず。」とさだめている点には疑問をもつ。念のために兩資料を比較対照してみると、つぎのようになる。

「開元戸部格斷簡」 「誠勸風俗敕」

(A) 勅、逃人田宅、不得輒容賣買。

(A) (前略) 其逃人田宅、不得輒容賣買。

(B) 其地、任依鄉原價、租充課役、有賸官收。

(B) 其地、在依鄉原例、租納州縣倉、

(C) 若逃人三年內歸者、還其賸物。

(D)

(D) a. 其無田宅逃經三年以上不還者、b. 不得更令隣保代出租課。

(後略)

これにより明らかなく「開元戸部格斷簡」にふくまれている(C)および(D a.)の規定、すなわち、三年以内に歸還してきた逃戸にはあらかじめ官收しておいた餘剩收穫物を返すこと、および、田宅を無くし逃亡して三年以上たつても歸還してこない者に關しての規定は、「誠令風

俗敕」にはふくまれておらず、そのために、後者の(D' b.)は(B')に直接に連接する規定となつていたのであるが、意味内容から考えても、(D' b.)は、同内容の(D b.)のごとく、三年以上たつても歸還してこない逃戸に關する規定である、と判断しなければならぬであろう。

(16) 前註末尾の結論を前提とする。

(17) 全唐文卷三九七・皇甫璟・諫置勸農判官疏。いうまでもなく宇文融の括戸に對する反對論である。

(18) 唐會要卷八五・逃戸・天寶八載正月勅。松本善海「吐魯番文書より見たる唐代の隣保制」西域文化研究會編『西域文化研究・第六・歴史と美術の諸問題』一九六三所收二五二頁をも参照。

(19) たとえば、全唐文卷二二・玄宗・科禁諸州逃亡制(開元九年)に「情願住者、即附入簿籍、差科、賦斂於附入令式、仍與本貫計會、停徵。」とある。

(20) 宇文融のときに「州縣が融の旨意をのぞみ多く獲ることと務め、皆な其の(戸)數を虚張し」たことは、舊唐書卷一〇五・宇文融傳をはじめ諸書をつたえる周知の事實であり、このような傾向は、冊府元龜卷四八六・邦計部戶籍・憲宗元和六年一月制(唐會要卷八四・雜錄によれば二月)に、「兩税を定めて自り以來、刺史は戸口の増減を以て殿最を爲す。」とあることから明らかなく、兩税法制定後においても變らず、むしろ一層つよまったとさえいえるのであって、攤逃の弊害もまた兩税法の制定によって解決されなかつたことと考えあわせる必要があるであろう。

う。

(21) この乾元二年勅については、吳章銓『唐代農民問題研究』(中國學術著作奨助委員會議書之五、一九六三)も、従来の「鼓勵農民返耕原業」の政策を變更して「要據現在戸編籍納税」の方針を採用した劃期的意義をもつ詔勅である、と論じている(同書第一章第八節・荒地、第二章第四節・動亂中的賦歛など参照)。但し、現在戸に據って編籍することに劃期的意義をもとめるのであれば、この詔勅にかぎらず、客戸の制度化された開元年間にまでさかのぼらなくてはならない。この詔勅の劃期的意義は、本文に述べたごとく、從來官權により保管し代耕させていた逃棄田を、租賃してその代價を課税にあてる、という點にあり、それが錢納原則の兩税法制定の準備期になされていることに注目すべきであろう。

(22) 冊府元龜卷四九五・邦計部田制、唐會要卷八五・逃戸、大曆元年制。

(23) 舊唐書卷八・玄宗紀上・開元十年春正月戊申の條。この記事を分析して均田農民の逃亡に論及し、逃亡を國家權力にたいする抵抗として論じたのが、谷川道雄「唐代の職田制とその克服」(東洋史研究一二ノ五、一九五三)である。

(24) 冊府元龜卷七〇・帝王部務農・開元十二年六月壬辰詔、全唐文卷二九・元宗・置勸農使詔、唐大詔令集卷一一・田農・置勸農使安撫戸口詔。

(25) 冊府元龜卷五〇三・屯田・開元二十五年四月庚戌詔。

(26) 冊府元龜卷四九五・邦計部田制・天寶十一載十一月乙丑詔。この詔の具體的内容については、堀敏一「均田制と古代帝國」(『世界の歴史』六、一九六一)参照。

(27) 新唐書卷五一・食貨志・代宗・寶應元年詔に、「流民の還る者は、復二年を給し、田園盡きたれば則ち授くるに逃田を以てす。」とある。

(28) 冊府元龜は「如二年已上種植家業成業者」とし、唐會要は「如二年已上種植家業成業者」とするが、前者にしたがう。

(29) 前掲大曆元年制。

(30) 仁井田陞『中國法制史研究、土地法・取引法』(一九六〇)第一部・三四五頁等によれば、公驗とは官司の文牒であり、唐代の不動産質買は、五代以後と同じく、制度の上では公驗を給せられる必要があった。

三

全唐文卷六二および唐會要卷八五・逃戸におさめる宣宗の大中年(八四八)正月制(受尊號敕文)に、

所在の逃戸の見在の桑田・屋宇等は、多くは是れ暫時東西し、便ち鄰人與所由等の計會を被むり、稅錢を代納すると云うと雖も、悉く將って斫伐毀折さる。歸復を願うに及ぶも、多くは已に蕩盡し、因って荒廢を致し、遂に閑田と成る。今從り已後、如し此の色有れ

ば、郷村の老人與所由^と並びに鄰近等に勅して同じく檢勤分明し、分析して狀を作り、縣に送り案に入れ、鄰人及び無田産人に任じて且らく^よ佃事を爲さしめ、與に税糧を納めしむ。如し五年内に來り復業せざる者は、便ち佃人を任じて主と爲せ。逃戸は論理之限りに在らず。其の屋宇・桑田・樹木等は、權りに人に佃するも、逃戸未だ歸らざれば、五年内には輒ち毀除斫伐する有るを得ず。如し違犯する者有らば、限日に據り情を量りて以て科責し、並びに所由等には檢校せざるの罪を科せよ。

とある。所在の逃戸の現存の桑田・屋宇等が「悉く將つて斫伐毀折さる」というのは、他にもたとえば韓愈の上奏に「今年以來、京畿の諸縣は、夏は亢旱に逢い、秋は又早く霜ふり、田に種えて收める所は、十に一を存せず。……上恩は宏しと雖も、下の困しむこと猶甚しく、子を棄て妻を逐つて以て口食を求め、屋を圻し、樹を伐りて、以て税錢を納むる有ると聞くに至る」といひ、陸贄起草の詔に「百姓、荒饑に迫られ、全家食を逐う者有り。其の田・宅・家具・樹木・麥苗等は、縣司並びに簿書・印記を明立し、所由及び近鄰の人をして同じく檢校

せしめ、輒ち毀損し及び典賣して差科に填納するを容すこと勿れ」といふごとく、逃棄の田宅等を賣却しその代價によって逃戸未納の兩税錢にあててゐることを意味する。そのようなことをする者は誰かといへば、大中二年正月制は「鄰人と所由等」であるという。同制と右の陸贄の詔は、かれらにこのような行爲を禁じ、逆にかかる不法行爲の取締りを命じているのであるが、その後、僖宗の乾符元年(八七四)に、「今、所在皆な饑え、依り投ずる所無し。……而して州縣は上供及び三司錢有るを以て、督趣甚だ急にして、動もすれば捶撻を加う。屋を撤し木を伐り、妻を雇し子を鬻ぐと雖も、止だ所由の酒食の費に供する可きのみにして、未だ府庫に至すを得ず。」といひ、依然として所由はかかる不法行爲を默認あるいは強要して私利をはかっている。まさに「所繇の郷村に入るは、是れ政の大弊爲り。一吏が門に到れば、百家は貨を納め」るありさまであり、「所由が官の爲に使用する所となり、村に到るの後、必ず百姓に供應を求め、利する所至少なれば、弊を爲すこと則ち多く」、懿宗も、「州縣の所由は輒ち妄りに郷村に入り百姓を攪擾するを得ず」と命じなければならなかつた。そのように禁令を發

しなければならぬほど、州縣の所由は郷村に深く入り勢力を張っていたと考えられる。

このように考えて、ふたたび大中二年正月制をみれば、それが逃棄田等の調査管理を「郷村の老人と所由ならびに鄰近等」に委ねているのは、そうする以外に國家が郷村に支配を浸透させることができなかったからにはかならず、しかも、そのばあいの所由のうごきは國家の側からすれば「妄りに郷村に入り百姓を攪擾する」ものと判断されるような性格をもつと同時に、一般庶民の側からしても「酒食の費」「供應を求め」てくる、負擔の重壓を感じさせる面をもつ存在であった、といえよう。

そのような所由が連携をたもつ郷村の老人と鄰近等の實體が問題になるのであるが、「五里を一郷と爲し、郷に耆老一人を置く。耆年平謹なる者を以て縣之を補す」といわれるごとく、人為的區分としての郷に組織された自然村落である郷村において、自治的な指導力をもち國家の地方行政の末端機構にも参加していくことのできるものが「郷村の老人」であろうと考えられ、また、「鄰近」というばあいには、代宗寶應元年五月十九日勅に「逃戸の歸せざる者は、當戸の租賦は徵するを停め、隣親の高

戸に率攤するを得ず」とい⁽¹⁰⁾、長慶元年正月赦文に「應ゆる諸道管内の百姓、或は水旱・兵荒に因り、流離・死絶す。見在の桑産は、如し近親の承佃する無ければ、本道の觀察使に委ね、官健の中より莊田無く人丁有る者を取り、多少に據りて給付し、便ち公驗を與え、任じて永業に充てよ」というごとく、鄰近・近親の戸でしかも「高戸」をふくんでおり、かれらもまた郷村社會の指導層に属しているばあいが多かったのではないかとおもわれる。すなわち、州縣の官衙から郷村へ派遣される所由と、郷村社會における指導層を構成する郷村の老人および高戸をふくむ鄰近の戸とが連携して、逃棄田の承佃を管理するのである。

では、その承佃者の實體はどのようなものであったか、といえ、大中二年正月制は「隣人及び無田産人に任じて且らく佃事を爲さしめ」、五年以内にその逃棄田の本主である逃戸が歸還してこなければ「便ち佃人を任じて主と爲せ」とさだめている。また、その二十二年後になるが、懿宗の咸通十一年(八七〇)七月十九日勅によれば、⁽¹²⁾

諸道州府の百姓、逃亡の田地を承佃し、如し五年を経

れば、須らく承前の赦文に准り、便ち佃主と爲すべし。(後略)

とあって、全国の諸道・州・府において、一般に「百姓」が逃棄田を承佃しやがてその佃主となることをみとめられている。ここにいわゆる百姓のなかに客戸がふくまれることは、「客戸若し住みて一年已上を經、自ら貼買して田地を得、農桑を有する者は、……勅して一切編附して百姓と爲せ」という代宗寶應元年(七六二)九月勅によつても、また、土戸(主戸)・客戸の區別なく編戸の民とする兩税法の規定によつても、明らかであり、そのよ
 うな客戸のなかには、制度化される以前において、大中年正月制にいわゆる「無田産人」に相當するものが多かったことはすでに上來みてきたところによつて疑う餘地がないのである。無田産の浮客に逃棄田を保有させて、兩税負擔の可能な制度的客戸にすることを國家は意圖したのであった。しかしながら、客戸がすべて無田産人であったのではないごとく、無田産人がすべて客戸であつたわけでもなく、前掲大曆元年制に「如し百姓にして先に田宅を賃貸して盡きたる者が有れば、宜しく本州縣に委ねて、逃死戸の田宅を取り、丁口を量りて充給せ

よ」とされるごとく、一般百姓の田宅を賣却しつくりた者もやはり無田産人の範疇に入る、と考へなければならぬであらう。そうすると、そのような無田産人が同時に「隣人」であるばあひも生じたであらう。したがつて、「隣人」は、無田産人でもありうると同時に、對極的に「鄰親の高戸」という土豪的存在をもふくみうることになる。いいかえれば、「鄰近」「隣人」のなかの土豪的な「高戸」は、逃棄田の承佃を管理する立場にあると同時に、みづからその佃主となる機會をもつていたのである。

このように考えてくると、所由と郷村の老人や高戸などの指導層による逃棄田の承佃の管理は、かれら自身に有利なように運営された可能性が大きく、かれら自身が承佃して佃主ともなりうるのであるから、客戸や貧農的隣人をふくむ無田産人による逃棄田の承佃は、その實現の機會そのものが制約されるのみならず、かりに實現したとしても所由ならびに郷村の指導層による社會的規制をつよく受けたであらう、とおもわれる。そして、この推定を傍證する事例を私たちは職田の租佃のばあいに見いだすことができるのである。すなわち、谷川道雄氏が

明らかにされたごとく、九世紀以後、畿内にある京官の職田の多くは州縣の所由や形勢戶の侵奪によってその原形を失い、州縣の所由や形勢戶はその侵奪した職田のかわりに、「荒閒瘠薄の田地」を「浮客に配與して佃食させ」⁽¹⁷⁾、「貧戶を抑令して蕃荒に佃食せしめ」⁽¹⁸⁾ていたのである。所由や形勢戶、あるいは全唐文卷七八・武宗・加尊號赦文によって換言すれば「狡吏及び豪強」がこのように浮客・貧戶を強制して佃食させた荒地は、ことによると逃棄田と一致しそれをもふくんでいたかもしれない。逃棄田のうち肥沃な土地は所由あるいは狡吏および郷村の指導層あるいは豪強たちの獲得するところとなり、瘠薄の逃棄田のみがかれらの侵奪した職田などと振りかえて客戶や貧戶に分配されたのではないか、とも考えられるのである。宋代になって、職田をはじめとする官田に客戶が多く存在することとの連關において、この點は今後⁽¹⁹⁾の研究課題として小さなくてはならない。ここで確認がえられたのは、唐代後期における職田の租佃に、所由によって荒地と振りかえられた畚んだありかたにおいては、あるが、浮客が動員された、という事實である。いかえるならば、客戶は逃棄田だけを承佃したのではな

い、ということであり、しかも、農民に兩税の課税対象となる保有地を確保させるには、職田の租佃によってではなく、逃棄田などの荒閒地を承佃させそれを保有させる必要があったのであるから、客戶が職田の租佃に動員されたことは、それだけ客戶勞働力の兩稅法的開發を制約することになったであろう。

しかも、そのような制約の限度内において、兩稅地の保有が實現された客戶のばあいでも、逃棄田を自己の保有地とするかぎりでは經濟的に自立しえたとしても、その保有にあたっては、州縣の所由ならびに郷村の指導層を構成する「老人」や「鄰近」の「高戶」すなわち「豪強」のつよい規制と管理を受けねばならず、その社會的規制のもとにおいてでなければ農業生産、ひいては日常生活を営みえなかつたであろう、と考えられるのである。

所由と豪強との連携した勢力のもつ社會的規制力がどのような時代的特徴をおび、いかなる意味において中國に固有な社會經濟史的性格をもつものであったか、という問題に答えるためには、これら所由や豪強の構造的位置づけをはじめとして多くの媒介項を設定して考えなけ

ればならず、今後の研究課題としたいのであるが、本稿において結論しうることは、つぎのように要約できるであろう。

逃戸の放棄した農耕地すなわち逃棄田は、はじめ州縣の官衙がその逃戸の隣保の戸を助人ないし租地人に指定して強制的に代耕させていたが、攤逃の弊害が激化したため、制度化された客戸を代耕人とするころみ⁽¹⁾が肅宗・代宗期に顯著となり、その實現のために、逃棄田の官權による保管は貫徹されなくなり、かわってその代耕人による保有が公認されるにいたる。そのような代耕人としてあらたに登場してきた一部の客戸は、その承佃した逃棄田を自己の保有地としてもつこと⁽²⁾によって、兩稅負擔者としての編戸の民になるのであるが、その承佃機會は、州縣の所由と郷村の豪強的指導層によってつよく規制されており、かりに客戸が承佃に成功したばあいでも、そのあたえられる土地は荒地である可能性が大きいのみならず、所由・豪強層の社會的規制をつよく受けざるをえないであろう⁽³⁾。客戸のあらたな保有地による經濟的・社會的自立には大きな限界があつた、と考

られるのである。

したがって、解決されなければならない問題は、逃棄田的保有地にもとづく制度的客戸の社會的・經濟的「自立」がどのような歴史的限界をもつものであるかを、一方においては、所由・豪強層のかれらにおよぼす社會的規制力の性格をたずねることにより、また他方においては、兩者の社會關係がたもたれている場としての郷村における構造的な生産秩序のなかにそれを位置づけること⁽⁴⁾によって、明らかにすることなのであつて、本稿はそのような問題の所在を提示したにすぎないのであるが、以上の考察によって、兩稅法の制定にともなつて制度上自立した編戸の民としての客戸が造成されたことだけは明らかになつたはずである。そしてその「自立」の社會經濟的性格をたずねていくことが、實は具體的な客戸の實體を、そのさまざまの存在形態にかけて、また地域差的特徴にかけて、宋代への發展の相のもとに明らかにしていく方途ともなるのであろう⁽⁵⁾。

(1) 全唐文卷五四九・韓愈・御史臺上論天旱人饑狀。(憲宗元和年間)。

(2) 全唐文卷四六三・陸贄・優恤畿内百姓并除十縣令詔。

(89) 唐代の客戶による逃棄田の保有

- (3) 全唐文卷七九二・盧攜・乞蠲租賑給疏。
- (4) 册府元龜卷四九三・邦計部山澤一・穆宗長慶二年(八二二)三月の條、張平叔にたいする草處辱の反論参照。所繇は所由に同じ。この資料は所繇を一吏と換言している。
- (5) 全唐文卷五五〇・韓愈・論變鹽法事宜狀。この所由を、トワイチエット氏は、"……the petty officials were sent out by the local officials" と譯し、地方官の胥吏と云う意味に解釋せられし。D. C. Twitchett, *Financial Administration under the Tang Dynasty*, 1963, p. 166 参照。
- (6) 全唐文卷八三・懿宗・平徐州推恩制。
- (7) 通典卷三三・職官一五、通志卷五六・職官六。
- (8) 宮崎市定「中國における村制の成立——古代帝國崩壞の一面——」(東洋史研究一八ノ四、一九六〇) 参照。
- (9) この點については別の機會に詳しく考えてみたい。
- (10) 册府元龜卷四九五・邦計部田制、唐會要卷八五・逃戶。
- (11) 唐會要卷八五・逃戶。この資料も、逃棄田を公驗の給付により承佃者の永業的保有地となすことをさだめており、ここに承佃者とされる官健のなかには、開元二十五年以來、客戶がふくまれている。唐六典卷五・尚書兵部・健兒の條参照。
- (12) 唐會要卷八五・逃戶。
- (13) 册府元龜卷四八六・邦計部戶籍による。唐會要卷八五・籍帳はこの勅を寶應二年九月としているが、元年が正しいことは日野開三郎「唐代兩稅法下に於ける對象資産と賦稅の系列」(東洋學報四一ノ四、一九五九) がその五頁および三九頁註二において指摘されるとおりである。
- (14) 舊唐書卷四八・食貨志上、册府元龜卷四八八・邦計部賦稅二、舊唐書卷一一八・楊炎傳、新唐書卷一四五・楊炎傳参照。但し、百姓が土戸だけであつた時代の用語法が残存して、唐會要卷八三・租稅上・建中元年正月五日敕文のごとく「百姓及び客戶を計り、丁産を約し、云々」と狹義の百姓としての土戸を意味させる例もある。
- (15) 册府元龜卷四九五・邦計部田制、唐會要卷八五・逃戶。
- (16) 谷川道雄「唐代の職田制とその克服」(前掲) 参照。
- (17) 全唐文卷七八・武宗・加尊號敕文。
- (18) 全唐文卷六五〇・元稹・長慶元年册尊號敕。册府元龜卷五〇七・俸祿ならびに唐會要卷九二・内外官職田、同。全唐文卷六四・穆宗・令勸會京畿職田制。なお、全唐文卷六五一・元稹・同州奏均田狀、全唐文卷七八・武宗・加尊號後郊天敕文(唐大詔令集卷一〇・會昌五年册尊號敕、同)、および周藤吉之「唐末五代の莊園制」(「東洋文化」一一、一九五三、のちに同氏の『中國土地制度史研究』一九五四所收) 参照。
- (19) 周藤吉之氏の大著『中國土地制度史研究』(一九五四) および『宋代經濟史研究』(一九六二) に收集分析された多數の資料参照。
- (20) 地域差の問題に関しては、周知のごとく柳田節子「宋

代土地所有制にみられる二つの型——先進と邊境」(東洋文化研究所紀要二九、一九六二)、同「最近の中國における宋代土地制度研究——華山「關於宋代の客戶問題」を中心として——」(東洋文化三七、一九六四)によってすぐれた問題提起がなされており、柳田氏の提起をうけて獨自の

問題展開をこころみ、丹喬二「宋初の莊園について——成都府・後蜀國節度使田欽全の所領を中心として——」(史潮八七、一九六四)は具體的な示唆に富む。

(一九六四・一〇・三一) (一橋大學講師)